

高齢者虐待防止のための指針

日赤安謝福祉複合施設

目 次

- 1, 施設における虐待防止に関する基本的考え方
- 2, 虐待防止に関する委員会とその他施設内の組織
- 3, 虐待防止のための、職員研修に関する基本方針
- 4, 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針
- 5, 虐待等が発生した場合の相談・報告体制
- 6, 成年後見制度の利用支援
- 7, 虐待等に係る苦情解決方法
- 8, 虐待防止指針の閲覧
- 9, その他虐待防止の推進のために取り組む事項

高齢者虐待防止のための指針

1. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

(1) 当施設では、高齢者虐待は人権侵害・犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止に関する委員会その他施設内の組織

(1) 当施設では、虐待の発生防止に努める観点から「事故・安全対策委員会」(以下「委員会」)を設置する。委員会の運営責任者(委員長)は園長とし、運営に関する基準で定められている「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」)を別に配置する。

(2) 委員会は委員長が招集し、3か月に1回以上の定期の会議と、必要に応じて臨時会議を開催する。委員会で得られた結果(施設における虐待に対する体制、虐待の再発防止策等)は、職員への周知を図る。

(3) 委員会での協議内容は、具体的に以下のとおりとする。

①委員会その他施設内の組織に関すること

- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待またはその疑い（以下「虐待等」）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（４）委員会の構成員とその役割は、以下のとおりとする。

①園長（委員長）

- ・委員会の統轄管理
- ・ケア現場における諸課題の統轄管理

②事務課長（業務課長・在宅支援課長）

- ・施設の運営管理
- ・行政、関係機関等との渉外、調整に関する管理

③看護職員

- ・医師（医療機関）との連携
- ・利用者の状態観察
- ・記録の整備、管理

④介護職員

- ・利用者の尊厳の理解、入居者の疾病・障害等による行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状態の把握
- ・記録の整備、管理

⑤生活相談員、介護支援専門員

- ・家族との連携
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・記録の整備、管理
- ・施設サービス計画の変更

⑥栄養士

- ・利用者の状態把握

・記録の整備、管理

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 虐待防止のための職員研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、本指針に基づき虐待防止を徹底する。

(2) 研修の具体的な内容は、以下のとおりとする。

- ①高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ②高齢者権利擁護事業／成年後見制度の理解
- ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤発生した場合の改善策

(3) 研修は年2回以上実施し、職員の新規採用時にも実施する。

(4) 研修を実施した際は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針

(1) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であることが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 職員が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合は、担当者へ報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談とする。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項(1)職員からの相談及び報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者等が担当者を代行し、また、必要に応じて関係者へ事情を確認と、これら確認の経緯は時系列で概要を整理する。

(3) 確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、上述「4. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針」に依り、必要な措置を講じる。

(4) 実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と職員への周知を行う。

6. 成年後見制度の利用支援

(1) 利用者またはご家族に対して、利用が可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情・相談を受けた窓口の担当者は、その内容を苦情解決責任者へ報告する。虐待等を行った者が当該責任者である場合には、他の上席者へ相談とする。

(2) 窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(3) 対応の流れは、上述「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。

(4) 対応の結果は、相談者へ報告する。

8. 入居者等による本指針の閲覧

(1) 本指針は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

9. その他虐待防止の推進のために取り組む事項

(1) 「3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会の他、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等による研修会等へ積極的に参画し、利用者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないように、常に研鑽を図る。

(2) 「那覇市高齢者虐待防止マニュアル【第4版】」を活用する。

付則

2022年12月1日より施行。